

事 務 連 絡

平成 29 年 8 月 8 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことについて、平成 29 年 7 月 21 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事審査管理班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 249 号及び 252 号）が平成 29 年 7 月 18 日及び 19 日にそれぞれ公布されたことについて、本会関係者に周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者にも周知方よろしくお願いいたします。

なお、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から各都道府県知事等への通知は、同省のホームページに掲載されているので、次の URL から参照してください。

厚生労働省ホームページ

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

1 平成 29 年 7 月 18 日付け生食発 0718 第 2 号

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000171334.pdf#search=%27%E7%94%9F%E9%A3%9F%E7%99%BA%EF%BC%90%EF%BC%97%EF%BC%91%EF%BC%98%E7%AC%AC2%E5%8F%B7+%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B47%E6%9C%8818%E6%97%A5%27>

2 平成 29 年 7 月 19 日付け生食発 0719 第 2 号

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000171575.pdf#search=%27%E7%94%9F%E9%A3%9F%E7%99%BA%EF%BC%90%EF%BC%97%EF%BC%91%EF%BC%99%E7%AC%AC2%E5%8F%B7+%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B47%E6%9C%8819%E6%97%A5%27>

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡

平成29年7月21日

公益社団法人 日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

課長補佐（薬事審査管理班担当）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長より、食品、添加物等の規格基準の一部改正について別添のとおり通知がありました。つきましては、貴会会員への周知方お願いします。



薬生食基発 0718 第 3 号

平成 29 年 7 月 18 日

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

食 品 基 準 審 査 課 長

(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 249 号）が本日公布され、その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛て通知しましたので、関係者への御了知方お願いします。

く

薬生食基発 0719 第 6 号
平成 29 年 7 月 19 日

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 252 号）が本日公布され、その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛て通知しましたので、関係者へのご了知方お願いします。